

# 平成15年第5回防府市議会定例会会議録（その1）

平成15年9月4日（木曜日）

## 議事日程

平成15年9月4日（木曜日） 午前10時 開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告
- 5 選任第 2号 防府市教育委員会委員の選任について
- 6 選任第 3号 防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 7 報告第36号 専決処分の報告について
- 8 認定第 1号 平成14年度防府市水道事業決算の認定について
- 9 議案第61号 字の区域の変更について
- 10 議案第62号 工事請負契約の締結について
- 11 議案第63号 防府市個人情報保護条例の制定について
- 12 議案第64号 防府市職員退職手当支給条例中改正について
- 13 議案第65号 平成15年度防府市一般会計補正予算（第4号）
- 14 議案第66号 平成15年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第67号 平成15年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 平成15年度防府市と場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 平成15年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 報告第70号 平成15年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 報告第71号 平成15年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 報告第72号 平成15年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

---

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

出席議員（29名）

1番	横見進君	2番	山下和明君
3番	河杉憲二君	4番	行重延昭君
5番	山本久江君	6番	藤本和久君
7番	斉藤旭君	8番	横田和雄君
9番	岡村和生君	10番	弘中正俊君
11番	安藤二郎君	12番	山田如仙君
13番	田中敏靖君	14番	藤野文彦君
15番	馬野昭彦君	16番	木村一彦君
17番	熊谷儀之君	18番	佐鹿博敏君
20番	松村学君	21番	大村崇治君
22番	広石聖君	23番	久保玄爾君
24番	今津誠一君	25番	河村龍夫君
26番	藤井正二君	27番	青木岩夫君
28番	深田慎治君	29番	平田豊民君
30番	中司実君		

---

欠席議員

なし

---

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	浅田道生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	阿部實君
土木建築部長	林勇夫君	都市整備部長	岡本智君
健康福祉部長	村田辰美君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山下州夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局参事	井上孝一君	消防長	山根徹雄君
監査委員	大木孝好君	監査委員	熊谷儀之君

---

事務局職員出席者

午前 10 時 2 分 開会

議長（中司 実君） ただいまから平成 15 年第 5 回防府市議会定例会を開会します。

---

議長（中司 実君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（中司 実君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

8 番、横田議員、9 番、岡村議員、御両名にお願い申し上げます。

---

#### 会期の決定

議長（中司 実君） 会期についてお諮りします。

今期定例会の会期は、本日から 9 月 24 日までの 21 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から 9 月 24 日までの 21 日間と決定しました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

---

#### 中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告

議長（中司 実君） この際、中心市街地活性化対策調査特別委員会より審査の過程について中間報告をしたい旨の申し出がございましたので、これを許します。河村特別委員長。

〔中心市街地活性化対策調査特別委員長 河村 龍夫君 登壇〕

25 番（河村 龍夫君） おはようございます。去る 9 月 1 日に中心市街地活性化対策調査特別委員会を開催しましたので、その経緯について概要を御報告いたします。

今回は、防府駅北土地地区画整理事業及び防府駅てんじんぐち市街地再開発事業並びに、TMO について事業概要の説明を受けました。

まず、防府駅北土地地区画整理事業でございますが、事業の進捗状況といたしましては、A 街区の仮換地指定を行い、B 街区と A 街区の一部の換地計画案の縦覧を行った結果、1

件の意見書の提出があったため、土地区画整理法に従い審議会に諮った後、県知事に認可申請を行い、8月29日付で認可を受けております。

これにより、今後土地区画整理審議会に市街地再開発事業区の仮換地指定の諮問を行い、9月中には仮換地指定を行う予定であるとの報告がございました。

次に、防府駅てんじんぐち市街地再開発事業についてでございますが、防府駅てんじんぐち市街地再開発準備組合において、簡易公募型プロポーザル方式により、基本設計業者選定が実施され、8社の応募の中から5社を選定し、ヒアリングの結果、株式会社日本設計九州支社と委託契約が締結されております。

都市計画決定時原案においては、商業床と公共公益施設を合わせて1階から5階であったものが、このプロポーザル提案では、各階層の面積を拡大したことにより、3階までとなり、また、広場と通路により建物を分割した分棟方式で、南側は2階建てとなっております。南北の1階と南側2階部分が商業床、北側2階から3階に公共公益施設を配置するというものであります。導入機能については、従前どおりの面積としながら、建坪を広く、各階層の面積を拡大した提案となっており、現在、準備組合において、このプロポーザル提案をもとに、導入施設の配置等について関係者と調整を行っているところであると報告を受けております。

また、公共公益施設においては、現在、ゾーニングについて検討協議を重ねており、北側2階部分においてはアスピラート側より多目的ホール、子育て支援、市民活動・男女共同参画支援、生涯学習支援機能と図書館の書庫を配置し、3階については図書館機能とこども図書館を配置する予定であり、各機能ごとの面積においては、当初計画の範囲内で検討を行い、図書館については一般開架・書庫・こども図書館等で2,170平米、市民活動・男女共同参画支援機能については、図書館との共用部分である催事場・印刷室等を含めて800平米、生涯学習支援機能については図書館との共用部分であるマルチメディア学習室・IT講習室等を含めて500平米、子育て支援施設については遊戯施設・託児所等300平米、行政サービス施設として30平米、また施設内広場・トイレ・通路等で1,200平米を予定しており、現在、人の動線等を踏まえながら、個々の部屋割り等を協議しているところであると報告がありました。

以上の報告を受けた後、質疑に入りました。主なものを申し上げますと、「3階の部分に現在の図書館の機能が完全に移り得るのか」との質疑に対して、「現在の図書館の面積は2,995平米であり、一部の共用部分を含めて、現在の図書館の面積以上が確保できる予定です」との答弁がありました。

また、「託児所では勤めの方の児童を終日預かるのか」との質疑に対し、「この施設を

利用される方のための一時預かりを予定しております」との答弁がございました。

また、「プロポーザル提案では、商業施設としてインパクトのある施設かもしれないが、このような曲がった施設の中に公共公益施設を入れるということは、遊びの部分が多く、全体が見えづらくなり、管理上の問題も出てくるのではないかと。公共公益施設については、使い勝手のよい単純な形にできないか」との質疑に対し、「公共公益施設については、スクエアな形の方がよいとの意見もございしますが、市街地活性化という目的の観点から、この案が人を引きつけるデザインであるとして採用されており、全体のプロポーザルの設計コンセプトとして基本的には変更できないということではあります。人の動線等を考えながら、利用しやすいように検討をいたしております。また、管理面においては、事故のない形、死角のない形になるように、中を区分けするように検証し、確認作業をいたしております」との答弁がありました。

また、「変形の形となるので、当初予定した工事費より増額になるのではないかと」との質疑に対して、「南の2階部分と北の3階部分では構造が若干異なっており、全体のコストという面からすると、上限金額の60億円を下回るということで、現在、詰めの作業を行っております」との答弁がございました。

また、「プロポーザル案では、アスピラートと2階、3階で空中歩廊でつながり、駐車場からも空中歩廊でつながっているが、これまでこのようなものはなかったのではないかと」との質疑に対し、「これは、あくまでも提案の原案であり、現実的なコストの問題等もあり、これをたたき台にして、不必要なものは除いていき、全体を勘案したものに変わってきており、アスピラートとは1階部分に屋根をつけてつなぐようにし、駐車場からは空中歩廊でつなぐように要望しております」との答弁がございました。

また、「各種の利用関係団体から陳情が出ているが、利用関係団体が、面積等の問題において理解できるように説得して行ってほしい」との要望もございました。

次に、TMOにつきましては、平成15年度事業の概要説明があり、TMOの運営状況、天神ピアの管理運営状況やイベントの開催状況等の報告を受けました。

TMOにつきましては、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでした。

以上をもちまして、中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（中司 実君） ただいまの委員長報告に対する質疑がありましたらお願いいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 以上で、中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告を終

わります。

---

選任第2号防府市教育委員会委員の選任について

議長（中司 実君） 選任第2号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第2号防府市教育委員会委員の選任について御説明申し上げます。

防府市教育委員会委員として、平成7年10月から2期8年にわたり、本市教育行政に御尽力いただきました田村・子氏は、9月30日をもってその任期が満了いたします。

今日までの御労苦に対し、ここに改めて深く感謝の意を表する次第でございます。

このたび、新たに防府市教育委員会委員に選任をお願いいたしております香川敬氏は、昭和49年国立音楽大学教育学部を卒業の後、同年4月学校法人敬陽学園鞠生幼稚園副園長に就任されて以来、今日まで、幼児教育の振興に御尽力されており、現在は幼稚園園長及び理事長として敏腕を振るわれている方でございます。

また、香川氏は、防府青年会議所や日本青年会議所の要職、さらには山口県の各種審議会の委員を歴任され、現在も、県内外において関係諸団体の要職を務めておられます。

教育基本法が制定されて以来56年、社会状況が大きく変化し、教育の根本にまでさかのぼった改革が喫緊の課題とされる中、香川氏の官民さまざまな団体における豊富な御経験が本市教育行政の推進に生かされることと確信いたしております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第2号については、

これに同意することに決しました。

---

選任第3号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（中司 実君） 選任第3号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第3号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市固定資産評価審査委員会委員のうち、畦森薫・氏が9月30日をもって任期満了となりますので、委員の選任についてお願いするものでございます。

畦森委員には、平成9年10月から6年間にわたり、本市の固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただきました。

ここに改めて深く感謝の意を表する次第であります。

このたび、後任委員として新たをお願いしようとする橋本勇氏は、昭和34年に防府市役所に入所され、教育委員会文化課長、教育委員会総務課長、生活環境部次長を歴任され、平成13年3月に退職されております。

その後、財団法人防府市公園緑地協会事務局長を本年3月まで勤められました。

橋本氏の豊富な経験と専門的な知識が、固定資産評価審査委員会の委員として生かされるものと考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第3号については、これに同意することに決しました。

---

報告第36号専決処分の報告について

議長（中司 実君） 報告第36号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第36号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

事故の概要でございますが、平成15年6月6日午後1時30分ごろ、クリーンセンター職員が不燃ごみを収集するため県道防府環状線を東に進行中、勝間一丁目12番34号付近の交差点で、市道入間川線を北から進行してきた車両と衝突し、双方の車両が破損したものでございます。

車両の修理も完了し、お手元の参考資料のとおり示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

職員の交通事故防止につきましては、平素から十分に注意をしておりますが、今後、交通安全指導をより徹底し、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

議長（中司 実君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 以上で、報告第36号を終わります。

---

認定第1号平成14年度防府市水道事業決算の認定について

議長（中司 実君） 認定第1号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 吉田 敏明君 登壇〕

水道事業管理者（吉田 敏明君） 認定第1号平成14年度防府市水道事業決算の認定について御説明申し上げます。

この決算は、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくものでございます。

初めに、本年度より、野島簡易水道事業を水道事業に統合いたしておりますことを、改めて御報告申し上げます。

それでは、水道事業会計から御説明いたします。

概況につきましては、決算書14ページの決算附属書類で御報告いたしておりますように、業務量は、年間配水量1,453万9,965立方メートル、年間有収水量1,288万5,720立方メートルで、ともに前年度実績を下回っておりますが、有収水量率につきましては、公道漏水調査の実施等により前年度実績を0.7ポイント上回る88.6%となりました。

今後とも、漏水調査及び老朽配水管の更新等を継続実施し、限りある水資源の有効活用に努めてまいりたいと存じます。

建設改良事業では、勝坂地区の配水施設築造工事を施工するとともに、主要幹線等の配水管延長約3,600メートルの布設を行い、管網の整備を図りました。

また、老朽化した本橋水源地を改良するとともに、漏水多発管及び老朽配水管の布設替工事などを行いました。

次に、経営状況につきましては、収益総額22億8,524万6,486円に対し、費用総額は21億5,404万7,362円となり、差し引き1億3,119万9,124円の当年度純利益を計上することができました。

資本的収支におきましては、決算書6ページから7ページにかけて御報告いたしておりますとおり、収入決算額5億3,601万8,026円から翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額2,868万3,523円を除く収入額5億733万4,503円に対し、支出額は13億804万109円で、差し引き8億70万5,606円の収入不足となりましたが、6ページ欄外にお示しをいたしておりますとおり補てんいたしておるものでございます。

なお、決算書11ページにお示しをいたしております、平成14年度防府市水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金のうち、当年度純利益相当額1億3,119万9,124円を企業債の償還財源とするため減債積立金として処分し、残額につきましては翌年度に繰り越すことといたしております。

決算の状況につきましては以上のとおりでございますが、水需要は、節水型社会の到来やデフレ経済不況などの諸要因により、今後とも減少傾向が続くものと予測いたしております。

したがいまして、今後の事業計画につきましても水需要の動向を注視し、経営の健全化に留意しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、工業用水道事業会計について申し上げます。

概況につきましては、決算書53ページの決算附属書類で御報告いたしておりますが、当年度におきましても施設の維持管理に重点を置き、安定給水に努めてまいりました。

経営状況につきましては、収益総額 1 億 9,242 万 7,792 円に対し、費用総額 1 億 6,963 万 7,094 円で、差し引き 2,279 万 698 円の当年度純利益となりました。

資本的収支におきましては、決算書 46 ページから 47 ページにかけて御報告いたしておりますとおり、収入はなく、支出額 723 万 9,879 円につきましては、46 ページ欄外にお示しいたしておりますとおり補てんいたしております。

なお、決算書 50 ページにお示しをいたしております、平成 14 年度防府市工業用水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金 1 億 2,934 万 1,787 円のうち、120 万円を法定利益積立金として処分し、残額につきましては翌年度に繰り越すことといたしております。

以上、水道事業、工業用水道事業各会計の平成 14 年度決算につきまして概況を御説明申し上げましたが、今後とも公営企業の経営の原則に沿って経済性を発揮しつつ、公共の福祉に寄与するよう努力いたしてまいり所存でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、なお審査の要があると認めますので、13名の委員をもって構成する水道事業決算特別委員会を設置し、同委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、認定第 1 号平成 14 年度防府市水道事業決算の認定については、13名の委員をもって構成する水道事業決算特別委員会を設置し、これに付託と決定いたしました。

これより、水道事業決算特別委員会の委員を防府市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり御指名いたします。

事務局長より報告いたします。

議会事務局長（村重 誠君） 御報告いたします。

なお、敬称は省略させていただきます。青木議員、馬野議員、大村議員、河村議員、久保議員、斉藤議員、佐鹿議員、田中議員、平田議員、山下議員、山田議員、山本議員、行重議員、以上の 13 名でございます。

議長（中司 実君） ただいま報告いたしましたとおり、水道事業決算特別委員会委員にそれぞれ御指名いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、水道事業決算特別委員会委員には、ただいま御指名いたしました方々を選任いたすことに決しました。

ここで特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。委員会開催のため、暫時休憩をいたします。

なお、委員会の開催場所は1階の議会運営委員会室ですので、よろしくをお願いいたします。

午前10時27分 休憩

---

午前10時39分 開議

議長（中司 実君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に委員会が開催され、正副委員長が選任されましたので、御報告いたします。

委員長には山田議員、副委員長には斉藤議員。

以上でございます。

ここで、暑いようでございますので、上着をおとりになっても結構でございます。

---

議案第61号字の区域の変更について

議長（中司 実君） 議案第61号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第61号字の区域の変更について御説明申し上げます。

本案は、小俣地区の県営ほ場整備事業の施行に伴う土地の換地処分により、字の区域の変更を行おうとするものでございます。

変更の内容につきましては、ほ場整備事業の施行の結果、従来不規則であった土地の区画形状及び道路、水路等が整備されましたので、従来の土地等を境界とする字の区域を、工事後の土地等により、新たに区画しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第61号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第62号工事請負契約の締結について

議長（中司 実君） 議案第62号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第62号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。本案は、当初予算で御承認いただき、平成15年度・16年度の継続事業として施工します西田中団地建替事業（建築主体）工事の請負契約の締結についてお諮りするものでございます。

西田中団地は、昭和33年から37年にかけて建設された市営住宅で、耐用年数の30年を経過し、老朽化も進んでおりますので、高齢者や障害者にも配慮した集合住宅に建て替ようとするものでございます。

本工事は、平成13年度・14年度に実施いたしました第1期工事に引き続き、第2期工事として4階建て24戸の集合住宅を建設するものでございます。

お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、制限付き一般競争入札の公募により参加のありました澤田建設株式会社ほか10社で入札を行いました結果、最低の価格で申し込みのあった業者につきましては、本市の定める低入札価格調査基準価格を下回ったため、その内容を調査・審議した結果、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、この業者を本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断し、落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で2番目に低い価格で申し込みのあった株式会社ロータリーコーポレーションを落札者といたしましたので、これと契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本案に対する質疑を求めます。16番。

16番（木村 一彦君） 最近ちょっと1位が落札しないという事態がしばしばありますので、確認の意味も含めて、御質問いたします。

この低入札価格調査実施要領というのはなかなか複雑でややこしくできておりますが、要は発注者である市が内容に適合した履行がされないおそれがある、こう認めるときにはこれをやるということで、入札価格調査実施要領の第3項には基準価格を確定するとなっております。これは建築工事の場合は、直接工事費と共通仮設費の積み上げ分、この足したものの9割となっております。これは予定価格調書にちゃんと基準価格が幾らであると記載するとなっておりますね。それに基づいて判断基準というものがあまして、判断基準は、今、申しました基準価格から工事の額によって一定の率を掛けて決めると。大体調査基準価格を100としますと、その97%から90%程度の幅を持って判断基準額というのを決めると、こうなっています。

そこでお尋ねなんですけど、本件の場合は予定価格調書に記入してある基準価格というのは、一体幾らになるのか。それから、それをもとに幾らを掛けて判断基準額というのを設定したのか。そして、その額は幾らなのか。これをちょっと教えていただくと非常にわかりやすいというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） それじゃ、お答え申し上げます。

ただいま御質問がありましたように、通常のケースでございますと最低入札をした落札者が落ちるケースでございますけれども、今、お話もありましたように、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるようなケースには、自治法の施行令によりまして、最低入札者を落札者としめないことも可能であるというふうに定められておるところでございます。

したがいまして、今回、先ほどからもお話がありましたように、私どもの低入札の価格調査の実施要領というのがありまして、それに従って実施をしたわけでございます。その中で、判断基準額を一番札の業者が下回ったわけございまして、その調査基準に従って調査をさせていただきました。

一番目の御質問でございますけれども、その判断基準の中で8つの項目ございまして、その中で工種を調査する項目がございます。それにはいろんな工種があるわけございまして、今回の工種につきましては、50%設計価格より下回らないことというふうな条件があるわけございまして、その2点が今回の件に抵触をしたということでございます。

そこで、基準価格は幾らであったかという御質問ございましたんですけども、実は予定価格については、今回3,000万円以上のケースでございますので、事前に公表させていただいております。設計価格につきましても、実は私どもの公表の基準の中で最終的に公表させていただくんですけども、現在、御提案申し上げております議案についま

しては仮契約ということをごさいます、最終的に契約が整いました後に、基準価格と申しますか、請求価格について公表させていただきます。

したがって、先ほどお話がありました基準価格の設定方法につきましては、直接工事費と共通仮設費の積み上げ分、これは建築でございますので、その90%をとっておりますので、その段階で発表と申しますか、和解になるのかなというふうに思っております。

それから、その判断基準でございますけれども、先ほども申し上げましたが、その工種、いろんな工種があるわけでございます。例えばガラスだとか基礎だとか仕上げだとか。そういった工種の中の2科目については50%に達していなかったということございまして。先ほども申し上げましたが、50%がその基準の率ということでございます。

長々と申し上げましたが、以上でございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） ちょっと私のとり違いかもしれませんが、この低入札価格調査実施要領によりますと、基準価格の確定という項が3項にありまして、「予定価格の調定者は本制度の対象工事に係る請負契約を競争入札に付そうとするときは予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により基準価格を算出し、予定価格調書の下部に低入札価格調査基準額 円と記載するものとする」と、こう書いてあるんですね。

これを見ますと、入札のときにこの工事のこの入札の基準価格は幾らですよというふうに書いてあると受け取れるんですけども、だとすれば、仮契約であっても、最初に、入札のときにそれが業者に発表されているわけですから、この議会に公表されても何ら差し支えないんじゃないかと私は思うんですが、どうでしょうかね。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 今、議員さんの御質問で申されましたことについては、入札の折の手順であろうかなというふうに思っております。したがって、基準価格については、入札担当者の方で考えておる数字というふうに思っております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） ちょっと言葉足らずで大変申しわけございませんでしたが、今の基準価格につきましては、再度申し上げますが、公表はいたしておりません。

以上でございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） この要領に書いてあるのは、今、私が言いましたように、入札のときに、競争入札に付そうとするときは、予定価格調書の下部に低入札価格調査基準

額 円と記載するものとするという、これは入札参加者には公表しないんですか。

それと、これも公表できないというなら仕方ありませんけれども、今言った価格調査基準額というのに90%から97%掛けて判断基準というのをつくるわけですね。だから、この基準価格と判断基準額の間に入ったものの中の一番低い入札を落札するとなっていますが、判断基準額はこの本件の場合は何%、この基準価格に掛けたのか、言えれば言ってほしいと思います。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 先ほどの答えをもう一度なぞるようなことになりませんが、基準価格の確定という項目につきましては、これは私どもの内部手順をつづったものでございますので、先ほどから申し上げましたように、これは事前に公表はいたしておりません。

それから、その判断基準になるものについては、そこから、これは公表いたしておりますけれども、3%から10%ということではいたしております。これは私どもも県の方の基準に従って、そういう基準で運用してあるわけではございまして、県の方も公表いたしておりませんので、どこをとったかということについても、御勘弁いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（中司 実君） 23番。

23番（久保 玄爾君） この入札の価格の中には、今、非常に問題になっているシックハウスの対策費なんかは設計価格の中に入っていますか。

議長（中司 実君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 一応経費の中に加算してございます。

議長（中司 実君） 23番。

23番（久保 玄爾君） それで、シックハウスの、これはちょっと質問の趣旨がずれませんが、どういう方法でやっているんですか。シックハウス、今、言ったホルムアルデヒドとかの数値を下げるという意味でやるんでしょうけれども、どういう方法になっているか、それをちょっと聞きたいんですが。

議長（中司 実君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） そういう検査は、実際今までちょっと経験をしておりません。

議長（中司 実君） 23番。

23番（久保 玄爾君） これは入札と余り関係ない話ですからあれですが、従来の検

査方法は、たしか7月に法律が変わったと思うんですよ。材料はこういうものを使えとかですね。その辺の対応はできているかどうかということを含めて聞いているわけで、引き渡しするときシックハウスの、どのくらいの数値のものが出てくるとか、そういうのは検査して、引き渡しするようになっているかどうか。それから、その方法はどうかと聞いたんですけども、方法がわからなければいいです。

私はいろいろ知っているわけですけども、従来どおりのやり方では実際引き渡しをしても、何かしら必ずホルムアルデヒドとか、そういった化学物質が充満してくるということがわかっているわけですね。だから、その後この7月に法改正があって、材料はこういうものを使えという基準があったと思うんですけども、それをちょっと聞きたいと思います。

いいです。わからなかったら後で聞きます。

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第62号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第63号防府市個人情報保護条例の制定について

議長（中司 実君） 議案第63号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第63号防府市個人情報保護条例の制定について御説明申し上げます。

個人情報の保護につきましては、平成9年12月に「防府市電子計算組織により処理する個人情報の保護に関する条例」を制定し、電算処理に係る個人情報の保護に努めているところでございます。

本案は、個人情報の利用が拡大している状況の中で、電算処理に係る個人情報のみでな

く、手作業で処理した個人情報も条例の対象とし、その取り扱いを適正に行うことにより、個人の権利利益を保護し、市政に対する市民の信頼を確保することを目的として、条例を制定しようとするものでございます。

条例案の策定に先立ちまして、有識者や市民代表の方に委員をお願いしました防府市個人情報保護制度懇話会から貴重な御提言をいただきましたので、その内容を十分尊重し、充実した条例になるように策定作業を進めてまいったところでございます。

内容といたしましては、個人情報の収集、利用に関する基本的事項を定めるとともに、個人の権利利益を保護するため、市民が自己の個人情報について開示、訂正等の請求をすることができることとするものでございます。

また、不服申し立てがあった場合の審査を行うため個人情報保護審査会を設置するとともに、個人情報保護制度の適切な運用を図るため個人情報保護審議会を設置し、個人情報の適正な保護措置を講じようとするものでございます。

なお、「防府市電子計算組織により処理する個人情報の保護に関する条例」につきましては、廃止することといたしております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本案に対する質疑を求めます。16番。

16番（木村 一彦君） この議案は委員会付託されるそうなので、委員会で十分に審議していただきたいと思いますが、私、所管が違いますので、ちょっと数点、重立ったところだけ質問させていただきます。

まず1つは、審査会と審議会があるようですけれども、審議会の方です。この審議会は個人情報の公開とか目的外利用とか、その他について難しい場合は審議会が審議して、意見を具申する。それを尊重して、実施機関である行政側は公開するかしないか、あるいは目的外利用を認めるか認めないか。その他について決めるという意味では、この審議会というのは非常に大きい役割を果たすように思います。

ところが、この議案書の73ページに審議会の運営その他について決めてありますが、委員5人以内をもって組織するとなっております。しかし、この委員がどのように選出され、あるいは任命されるのか。任期はどのぐらいなのか。その他、はっきりこの議案ではわかりません。

それから、また、審議会がこれだけ大きな役割を果たす以上、市民の立場から見て、この審議会の内容をやはりチェックすることも私は必要だと。お任せで審議会すべて御自由におやりくださいというわけにはいかない問題が出てくるケースも考えられます。

そういう意味で、どのように市民の立場から見て、この審議会をチェックできるのか、

このこともひとつ今の選任、あるいは任命の問題、任期の問題と含めて、市民のチェックの問題をお尋ねしたいと思います。

それから、オンライン接続の問題がありました。議案書の57ページですね。第9条に「オンライン結合による個人情報の提供をしてはならない」と、こうなっております。そしてその2項に、実施機関は、このオンライン結合を行う場合は、「個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない」と、こうなっております。

これ、例えば住基ネット問題なんかでも大変問題になっておりますけれども、このシステムに外部からアクセスして、つながって、情報を盗み取るというようなことが最近盛んに行われております。このたぐいの事件というのは最近頻発しておりますね。防衛庁のホストコンピューターにアクセスしてそれを盗み出したとか、最近頻発しております。こういうオンライン結合を行う場合は、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。どのような有効な具体的措置が考えられているのか、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

それから、3点目は議案書の75ページに罰則が載っております。この実施機関、つまり行政機関の職員や、あるいは受託業務に従事している、委託に出す場合ですね、そうした者が情報を外部に提供した場合、2年以下の懲役、または100万円以下の罰金となっております。その他それ以降ずっと罰則が書いてあります。

これは意図的に情報を漏らしたというか、情報を提供した、こういう場合ですけれども、最近住基ネットなんかで問題になっているのは、委託に出した業者がその情報を紛失した、なくしてしまったというケースが何件か出てきていますね。こういう場合に、意図的ではないにしろ、紛失したというような場合には、この罰則の関係はどうなるんだろうかというようなことが心配されます。どういうふうにそれを防ぐかということも問題になります。この点について、どのようになるのか教えていただきたい。

以上、3点ほどお願いします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） それではお答えします。

審議会の委員をどのように選任するのかということがまず1点でございますが、審議会については、第6項に組織及び運営に関しては規則で定めるということで、規則委任とさせていただきます。

ただ、これまで防府市の電算関係の条例におきましては、その審議会委員は5名でございますが、弁護士の方2名、あるいは大学の教授の方2名、人権擁護委員の方1名という構成で審議会委員をお願いしておりました。

したがいまして、本条例につきましても、電子計算組織によるこれまでの条例から、いわゆるマニュアル情報を含めたという情報まで変わるものでございまして、審議会の性質は変わらないと思っております。条例の運用について、目を光らせていただくということでございますので、そのあたりは電算組織による個人情報の運用を踏襲していきたいというふうに考えております。

それから、なお審議会については非公開で運用したと思います。ちょっと確認しておりませんが、そのように運用していたと存じます。

それから、2点目のオンライン結合云々ですが、オンライン結合は住基ネットなんかが代表的なものでございまして、その他についてはオンライン結合とか想定されておりません。オンライン結合については、県のY S Nの専用回線が入ってきまして、うちのホストコンピュータに入らずにサーバー経由というふうになります。その線は閉鎖している回線でございますが、ほかのサーバー、通常市内LANとかございますけれども、それからアクセスはできないというところで、今、住基ネットは閉鎖回線というふうに御理解を賜りたいと思います。

ということで、県からは国にラインがつながりますが、県からはY S Nとかで市の方のサーバーに入ってきて、そのサーバーを経て市民課の専属の端末機につながっているといったところで、これはほかの端末機等につながっておりませんので、その辺はかなりの措置をしておるといいうふうに御理解をいただきたいと存じます。

それから、罰則の云々ですが、これは国の法律に準じて、この罰則規定を定めております。罰則にありますように、故意にした場合、あるいは営利を目的とした場合等々書いてございますが、じゃ、委託業者の方が紛失した場合といったものについては、その過失の程度によってくるのではないかなとも思うんですけれども、いわゆるその前に委託業者の責務等が書いてございまして、その責務に違反すれば、過失の程度によってその責任が問われるものではないかな、そのように考えております。具体的な事例まで当たったことがありませんが、そのように解釈いたしております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） まず、審議会ですけれども、今までの電子情報、あれに準ずるといいうことで、弁護士の方、大学の先生、人権擁護委員、その他で構成するつもりであるということでありました。それから、また非公開で行うつもりであると。いずれにしろ、それらを含めて規則をこれから決めていくということでしたが、任期については、ちょっと考えだけ先に言ってください。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 任期につきましては、27条にはきちんと書いてありませんが、その規定は審議会の委員について準用するというので、26条の5項をごらんになっていただきたいんですが、審査会の規定を準用するというので、審査会の委員の任期は2年とするということで、審議会も2年というのでございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 審議会の委員は、今、言われたようなことで任期も2年、審査会の規定に基づくということであれば、市長が任命するということになるわけですが、こういう客観性を求められる審議会というのは、やはり市民にある程度開かれて、市民がその審議会の審議内容をチェックすることが、私は必要だと思います。

だからといって、全部公開せよというわけでもありませんけれども、何らかの、任命したらそれで終わり、後は何がどういう結論を出されたかというのは、事がはっきりするまでわからないというのでは、私は少し問題があるということで、何らかの市民に開かれた審議会にすべきだということ、これは要望というか、意見として申し上げておきます。

それから、オンライン結合につきましては、今のお話は住基ネットのお話だったように思います。ここに書いてあるのは、それに限らず、オンライン結合をすることが想定されて、この条例ができているように思います。

もし、そういうオンライン結合をする条例は決めたいけれども、その予定は全くないんだ、想定していないんだということならそれでも構いませんが、こうやって条例に決めてある限りは、将来何らかのそういう事態が予想されているんじゃないかと思うんですよ。そういう場合に、どうやって不正行為を防ぐか、その辺は私も専門家じゃありませんのでわかりませんが、技術的には大変難しいものがあるんじゃないかというふうに思っております。その辺で、いま一度お考えをお聞きしたい。

それから、罰則の問題では、私は今までの事例からいうと、紛失というのはかなり多くなってくるんじゃないかなと。職員や受託業者が故意に金もうけのためとか、その他の目的で情報を漏らす、提供するというより、むしろ情報が紛失するというケースの方が可能性として、より考えられるんじゃないかというふうに思います。

そうした場合に、今の総務部長のお答えだと、過失の程度によって罰則も決まるだろうということでしたが、そのお話をもっと敷衍すれば、一々訴訟を起こさなきゃいけないことになりますね、もしそういう紛失したということになればですね。そういうこと、過失のあれやなんかも最終的には訴訟で決めなきゃいけないということになると、なかなかややこしい問題が発生してくるんじゃないかと思います。そういう点で、何とかこの辺をさ

らに詰めた条例にできないものかどうか、そのこともあわせてお願いします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） オンライン結合は今は想定しておりませんが、一応条例として、ほかのものは想定しておりません。

ただ、今、市役所のシステムにつきましては、外部情報が入ってくるものについては、情報系と言っております。それから、内部情報、例えば住民の記録とか国保とか介護とか、たくさんあるんですけども、これは内部情報、業務系と言っておまして、おのおのが接続できない機能といたしております。ということで、セキュリティ対策をやっていることも御理解を賜りたいと思います。ということで、予定いたしていないということです。

それから、罰則、紛失ですけれども、その前に12条に、委託に伴う措置といったところで、るる受託業者に対する取り決めをしております。滅失、棄損、あるいはその情報を知り得た者について適正な措置を講じなくてはいけないというようなところで、いわゆる委託契約書の中には、例えば秘密の保持に関することとか、第三者の提供とか、あるいは再委託をしてはいけませんよとか、あるいは複写等はしてはいけません、資料は適正に扱わなくちゃいけないとか、その情報はこのように管理しなくてはいけないとか、事細かにその情報の取り扱いにつきまして、いわゆる委託契約書の中できちんと措置をしていきたい。それがとり得る、紛失に対する方策ではないかなと思っております。

ですから、委託業者といえども、再委託は絶対いけませんよとか、そういった項目が入ったもので、あるいは取り扱いについてはこのようにしなさいという委託契約書の中で、そういう紛失防止等に万全を期していきたいというふうに考えております。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 最後の紛失の問題ですが、確かに議案書58ページの第12条に「実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない」ということで、今、総務部長が言われたようなことが書いてあります。

その委託契約のときにきちんとした防止策といいますか、そういうものをとるということですが、考えられるとすれば、これは民事の関係になりますよね、行政と業者との契約事項になりますから。だから、刑事事件には余りなじまなくなるんじゃないかと思いますが、いずれにしても、そうするとそこに万一の場合の損害賠償の条項とか、そういうものも入ってくるのではなからうかと思えます。

この辺はしっかりしておかないと、本当に何回も繰り返しますが、行政の職員とかよりも委託に出したときのアクシデントの方が大変多いわけですね。だから、この辺をカチッ

と契約時に損害賠償も含めて、刑事罰は契約の中ではできないと思いますけれども、そういうことをきちっとやっておく必要があると思いますが、お考えはいかがでしょうか。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 議員さん御指摘のように、契約でそのあたりをきちんとうたい込みたいと思っております。その条項といたしましては、義務違反、または義務を怠った場合における契約解除などの措置及び損害賠償に関することについて、これは契約できちんとうたい込みたいというふうに思っております。ですから、裁判を起こすという云々じゃなくて、契約時にもう既に書いてありますよという措置を講じたいと思っております。

また、事故発生時における報告義務等についてもきちんとして契約の中に入りたい、そのような思いをいたしたいというふうに思っております。

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第63号については、総務委員会に付託と決しました。

---

#### 議案第64号防府市職員退職手当支給条例中改正について

議長（中司 実君） 議案第64号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第64号防府市職員退職手当支給条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、雇用保険法の改正に伴い、本市職員に係る失業者の退職手当、いわゆる失業手当に係る制度を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、雇用保険法の規定に準じて、失業者の退職手当の支給を行うこととするもので、お手元の議案参考資料にお示ししているとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付

託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第64号については、原案のとおり可決されました。

---

議案第65号平成15年度防府市一般会計補正予算（第4号）

議長（中司 実君） 議案第65号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 土井 章君 登壇〕

助役（土井 章君） 議案第65号平成15年度防府市一般会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

まず第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,056万4,000円を追加し、補正後の予算総額を393億5,913万8,000円といたしております。

次に、第2条の地方債の補正につきましては、5ページの第2表にお示しいたしておりますように、適債事業に係るものの追加及び限度額の補正をいたすものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、その主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、6ページの地方交付税につきましては、本年度の普通交付税の交付額が決定したことに伴い、当初予算との差額を補正いたすものでございます。

次の分担金及び負担金につきましては、去る7月の豪雨により被災した農業施設の災害復旧事業に係る分担金を計上いたしております。

次に、8ページの国庫支出金につきましては、いずれも利用者の増等により事業費の増大が見込まれますことから、身体障害者更生医療給付、児童短期入所支援事業及び身体障害者訪問入浴サービス事業に対する国庫負担金・補助金を増額補正いたすものでございます。

10ページから13ページの県支出金につきましては、事業費の追加内示や利用者の増

等に伴う県負担金・補助金を補正いたすもので、その主なものといたしましては、地籍調査事業費負担金、緊急地域雇用創出特別基金事業費補助金、児童短期入所支援事業費補助金、乳幼児医療費補助金、公衆浴場経営合理化事業費補助金、農業基盤整備事業費補助金、農林業施設災害復旧費補助金などがございます。

また、14ページでは、さきに行われました県議会議員選挙及び海区漁業調整委員会委員補欠選挙の精算に伴います県委託金等を計上いたしております。

次の繰越金につきましては、平成14年度の繰越額が確定しましたので、既計上額との差額を補正いたすものでございます。

次に、16ページの諸収入につきましては、児童扶養手当給付費国庫負担金の過年度精算金などがございます。

次に、16ページから19ページの市債につきましては、農業基盤整備事業、街路事業、港湾事業などの県事業負担金に伴うもの及び農業用施設災害復旧債を計上いたすとともに、臨時財政対策債につきましては、本年度の発行額が確定したことに伴う増額補正をお願いいたしております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

まず、20ページの2款総務費、1項総務管理費の財産管理費につきましては、旧消防庁舎の有効活用及び庁舎分煙対策に伴う改修経費を計上いたしております。

次の地域振興費につきましては、本年11月に開設を予定しております市民活動支援センターの運営・管理に要する経費をお願いするものでございます。

次の4項選挙費の海区漁業調整委員会委員選挙費及び25ページまでの県議会議員選挙費につきましては、いずれも精算による補正をいたすものでございます。

次に、26ページの3款民生費、1項社会福祉費の障害者福祉費につきましては、利用者の増などに伴う身体障害者更生医療給付費等及び平成14年度重度心身障害者医療費助成事業の精算に伴う県返還金を計上いたしております。

次の2項児童福祉費でございますが、児童福祉総務費では、次世代育成支援行動計画を来年度までに策定することが義務づけられましたことから、住民ニーズ調査等のための賃金等をお願いいたしております。また、児童措置費につきましては利用者の増等に伴うもので、子育て支援短期利用事業及び乳幼児健康支援一時預かり事業の所要の経費をお願いするものでございます。

次の母子福祉費につきましては、平成14年度の母子家庭医療費助成事業の精算に伴う県返還金を計上させていただいております。

次に28ページの乳児福祉費につきましては、乳幼児医療に対する助成対象年齢が拡大

されたことに伴う所要の経費及び平成14年度乳幼児医療費助成事業の精算に伴う県返還金を計上いたしているものでございます。

次に、30ページの4款衛生費、1項保健衛生費の保健衛生総務費につきましては、と場の給水施設修繕に要する経費を特別会計への繰出金として措置するものでございます。また、環境衛生費につきましては、公衆浴場の設備改善経費に対して助成をいたすものでございます。

次の6款農林水産業費、1項農業費の農業総務費につきましては、新規就農者定住支援事業として、定住住宅の修繕料に対する補助金を計上いたしております。

また、農地費につきましては、ほ場整備事業における地形図作成委託料等をお願いするとともに、各種農業基盤整備事業における県事業負担金を計上いたしております。

次に、32ページの地籍調査費につきましては、追加内示に伴います地籍調査事業経費をお願いするものでございます。

34ページの3項水産業費の漁港建設費につきましては、県から補正内示をいただいた向島漁港集落道の整備に要する経費を計上いたしております。

次の7款商工費の商工振興費につきましては、空き店舗への出店事業者に対し、家賃の一部を助成する商店街等活性化事業補助金の増額をお願いするものでございます。

続きまして、36ページの8款土木費、2項道路橋りょう費の道路新設改良費につきましては、自由ヶ丘線の道路改良工事費及び防府環状線等の県事業負担金を計上いたしております。

次の4項砂防費の急傾斜砂防費につきましては、内示変更に伴い、小規模急傾斜地崩壊対策事業の減額補正をお願いいたすとともに、自然災害防止事業に対する県事業負担金をお願いするものでございます。

次に、38ページの5項港湾費の港湾建設費につきましては、三田尻中関港の海岸高潮対策事業等に対する県事業負担金でございます。

次の6項都市計画費の街路事業費につきましては、県が国の補助を得て、県央2市4町の域内で実施する総合都市交通体系調査業務の負担金をお願いするとともに、環状1号線、佐波新田線、街路事業の県事業負担金を計上いたしております。

続きまして、40ページの10款教育費、5項保健体育費の体育振興費につきましては、本年10月に予定されております全日本女子バレーボールチームによるバレーボール教室及び紅白試合開催経費に対する補助金をお願いするものでございます。

次の11款災害復旧費の農業施設災害復旧費及び42ページの林業施設災害復旧費でございますが、歳入でも申し上げました去る7月の豪雨により被災した農業施設及び林業施

設の災害復旧に要する経費をお願いいたしております。

以上、今回の補正の主なものにつきまして御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、補正後の予備費を4億5,608万8,000円といたしております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本案に対する質疑を求めます。16番。

16番（木村 一彦君） これも各委員会に分割付託されるようですが、私の所属委員会の所管外のことについて数点お伺いしたいと思います。

まず、事項別明細書の5ページで、地方交付税が1億7,900万余り減額補正され、片方で臨時財政対策債が5億270万ばかり増額補正されております。御承知のようにこの地方交付税と臨時財政対策債は1つのものとして考えるべきだと思います。臨時財政対策債は交付税措置が後ほどされるわけですから、両方合計したものが交付税と考えてよろしいかと思っております。

そうした考えに立った場合に、この地方交付税はこの補正なども含めまして、前年度に比べてどうなっているのか。交付税と臨時財政対策債を合算したものはふえているのか減っているのか。これは調べればわかることなんですけれども、あえてお聞きいたします。

それから、11ページの下段の総務費補助金のところに、緊急地域雇用創出特別基金事業費補助金とあります。今まで義務教育の先生の増員とかそういうものに使われていたようにも思いますが、これを、今、どういうふうに活用されているのか教えていただきたいと思っております。

それから、21ページの上段の財産管理費のところ、先ほど御説明ありましたが、旧消防庁舎の改修工事2,100万円かけるわけなんですけれども、これはどういう利用目的を持っておられるのか、お答えをお願いしたいと思います。

それから、飛びまして39ページの上段で、三田尻中関港港湾整備事業負担金、これは県事業の負担金だと思います。毎年この三田尻中関港の県事業負担金というのは相当の額に上っておりまして、これまでも何回か質問で取り上げてまいりましたが、今現在どういう工事を行っているのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

それから、その39ページの下段の先ほど御説明あったかもわかりません。ちょっと聞き逃したんですが、街路事業費の中の総合都市交通体系調査負担金で、703万増額補正されております。これはどういうものが教えていただきたい。

以上、5点ばかりお願いします。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） それでは、最初の御質問にございました交付税と臨時財政

対策債の件についてお答えさせていただきたいと思います。

今回の交付税につきましては、37億7,070万1,000円ということでございまして、臨時財政対策債は21億274万9,000円ということでございます。合わせまして58億7,345万円ということでございます。これは昨年度14年度でございますけれども、合計いたしましたものが55億4,168万6,000円ということでございまして、都合3億3,176万4,000円、率にいたしまして5.9%程度でございますけれども、増加をいたしておるということでございます。

以上であります。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 10ページの県支出金の総務費の補助金でございますが、歳出の20ページ、21ページのいわゆる財源として充てているものでございます。

それから、旧消防庁舎の改修工事ですけれども、手狭になった庁舎等の、例えば福祉部門等来客があっても、隣の人にひじが当たるといふ、手狭になっておりますので、そのあたり、市民サービスの向上に努めるべく、庁舎の使用に当たりたいというふうには思っております。

議長（中司 実君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） 今の緊急地域雇用創出の関係でございますが、平成14年から16年までの事業費ということで、県の方から交付でございますが、本市では2億1,445万4,000円をいただくことになっております。

その中で、今まで使っておるのが先ほどございましたが、スクールサポート事業、あるいは、今、やっております街なか循環バス、まちづくり活動拠点施設の管理運営費とか、漁港環境美化整備、あるいは作業所の支援、ヘルパー等々の事業に使っております。現在まで5,587万6,000円、支出予定をいたしております。残りにつきましては、16年度でまた消化をしていこうということになっております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） それでは、三田尻中関港の県事業の内訳でございますが、現在、9件やっております。海岸局部改良事業、これは西浦地区の護岸工事でございます。それから、三田尻中関港及び中関地区の補修を含めまして、港湾統合補助といたしまして、中関の1号、3号岸壁の補修工事。それから海岸高潮対策といたしまして、三田尻中関港から問屋口、それから源平開作に至りますところの護岸工事、それから海岸補修事業といたしまして、岸津の配水機場の補修工事、単独港湾改修事業の3号岸壁のしゅん

せつ工事、それから同じく改修工事、これは単独でございますが、入馬川のしゅんせつと管理道の舗装、それから単独運輸海岸事業、これは三田尻中関港のマツダ工場前面の突堤工事でございます。それから、高潮防災ステーション事業といたしまして、三田尻中関港の潮位計、風力計等の設置を行っております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 臨時財政対策債を含めた交付税は前年より5.9%ぐらいふえているということでありますので、交付税がだんだん減らされるというような、世情一般に言われておりますが、現下の状況に限ってはむしろ逆で、ふえている傾向にあるということを確認することができました。

それから、消防庁舎ですけれども、総務部長の御答弁はよくわかりませんでした。どういう目的に使われるのか、もう少し具体的に教えていただきたいというふうに思います。

それから、三田尻中関港の整備事業、これは確認の意味でお尋ねするんですけれども、いわゆる港湾機能を拡大するといいますが、もっとわかりやすく言えば、大きな船がさらに着きやすくなる、水深を深くしたり、バースを大きくしたりというような港湾機能の拡大のためではなしに、今、お伺いすると、大体護岸工事とか、そういうことにすべて使われているというふうに思っております。後で御答弁をいただきたいと思えます。

以上、もう一度お願いします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 1号館の1階、特に福祉部門でございますが、老人福祉、あるいは介護、障害者福祉、あのあたりの窓口が大変手狭となっております。市民の方から狭いという、あるいは窓口に来られても、皆さん、座っていらっしゃって、隣の方のひじが当たるといような状況等をかんがみまして、1階の1号を福祉部門をきちんと充実していきたいというのがメインでございます。それに伴って、玉突きになったところ等、あるいは市民の方が来られても特定の方で対応できるという部署について、消防庁舎に移っていただくというところで、よその部をお願いを、移っていただきたいという、今、調整をしている最中でございます。

議長（中司 実君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 工事は議員御指摘のとおり、維持修繕を主にした工事でございます。

議長（中司 実君） 都市整備部長。

都市整備部長（岡本 智君） 先ほど御質問がありました街路事業費のうちの総合都市交通体系調査負担金でございますが、これは県が行う国の補助事業でございます。国3分の1、県3分の1、残りの3分の1を2市4町で賄うと。

調査の内容につきましては、難しい言葉でございますが、パーソントリップ調査、要するに歩行者、自転車、二輪車、公共交通機関の調査をメインに行い、これからの少子・高齢化に対応する内容を検討するというところでございます。それと、これは3年継続でございます、平成15年から17年度、単年度契約というふうに聞いております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第65号については、関係各常任委員会に付託と決定いたしました。

---

議案第66号平成15年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

議案第67号平成15年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第68号平成15年度防府市と場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第69号平成15年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第70号平成15年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）

議案第71号平成15年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）

議案第72号平成15年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（中司 実君） 議案第66号から議案第72号までの7議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 土井 章君 登壇〕

助役（土井 章君） 議案第66号から議案第72号までの7議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、51ページの議案第66号平成15年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入として全国競輪施行者協議会からの補助金の増額及び平成14年度決算に基づく繰越金の減額を計上いたすとともに、歳出では新賭式投票業務用機器リース料を減額し、これらの収支差を予備費として計上いたしているものでございます。

次に、63ページの議案第67号平成15年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予

算（第1号）につきましては、平成14年度決算に基づきまして、歳入では前年度繰越金を計上し、歳出においては、同額分を予備費として計上いたしております。

次に、71ページの議案第68号平成15年度防府市と場事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では給水施設修繕に伴う所要の経費を計上し、歳入ではその財源として、一般会計からの繰入金を計上いたしております。

続きまして、79ページの議案第69号平成15年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）、及び87ページの議案第70号平成15年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、いずれも平成14年度決算に基づくもので、歳入では前年度繰越金を計上いたし、歳出においては、同額分を予備費として計上させていただいております。

次に、95ページの議案第71号平成15年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、平成14年度決算に基づき、支払基金交付金、国庫負担金、県負担金を再精算したことに伴うものでございます。

次に、103ページの議案第72号平成15年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成14年度の国、県負担金及び支払基金交付金の精算及び第1期事業計画期間精算による剰余金の基金への積立金、また、決算に基づく繰上充用金の減額等を計上いたしております。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議長（中司 実君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております7議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第66号については総務委員会に、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号及び議案第72号については教育民生委員会にそれぞれ付託と決定いたしました。

---

議長（中司 実君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は8日の午前10時から一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

午前 11時50分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成15年9月4日

防府市議会議長 中 司 実

防府市議会議員 横 田 和 雄

防府市議会議員 岡 村 和 生